



令和8年4月14日
航空局安全部安全政策課

モバイルバッテリーの機内持込みの新たなルールについて ～4月24日から新たなルールを適用します～

国内外において、機内でのモバイルバッテリーの発煙・発火等の事例が発生しております。今般、モバイルバッテリーに対するリスクの低減を目的として、国際基準の緊急改訂があり、機内持込み個数の制限や充電の制限など、モバイルバッテリーの取扱いが変更となります。

国土交通省では、国際民間航空機関（ICAO）が定める国際基準に基づき、モバイルバッテリーを航空輸送する際の安全基準を定めており、預け入れ荷物にモバイルバッテリーを入れることを禁止しているほか、モバイルバッテリーの個数・容量を制限しています。

昨今、全世界的な航空機内でのリチウム電池に関連する火災発生が増加に伴い、リスク管理の必要性が高まっており、ICAOにおいて対応が検討されておりました。その結果、モバイルバッテリーに対するリスクの低減を目的として、ICAOが定める国際基準の緊急改訂案がICAO理事会にて審議され、3月27日（現地時間）に承認、即日適用されました。

本年2月27日より意見公募を行っていたところですが、今般、ICAOによる国際基準の緊急改訂を受けて、我が国においても、これに準拠した基準の変更を行うため、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正を行い、以下のとおり新たなルールを講ずることとしましたので、ご理解ご協力をお願いします。

モバイルバッテリーの機内持込みの新たなルール（従来のルールからの追加分）

- ・ 機内持込みのモバイルバッテリーは2個（160Wh以下に限る）まで
- ・ 機内においてモバイルバッテリーへの充電をしないこと
- ・ 機内においてモバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしないこと

適用開始：令和8年4月24日（金）

添付資料：（別紙1）【旅客の皆様へ】モバイルバッテリーの持込みについて
（別紙2）航空関係団体（定期航空協会）によるプレスリリース

<問合せ先>

航空局安全部安全政策課 勝間（内線50104）、田澤（内線50123）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8737（直通）

モバイルバッテリーに使用されているリチウムイオン電池は、衝撃や損傷等により発煙・発火に至るおそれがあります。機内におけるモバイルバッテリーの発煙・発火への対応強化、客室安全の向上を図るため、以下の対応をお願いします。



【出典】NITE

1. 預入(受託)手荷物に入れないで！

預入(受託)手荷物に入れることは禁止されています。

必ず機内に持ち込んでください。



2. ワット時定格量160Whまで！

ワット時定格量が160Whを超えるものは持ち込み禁止されています。

例) Ah) ワット時定格量 (Wh) = 定格容量 (Ah) × 定格電圧 (V)

mAh) ワット時定格量 (Wh) = 定格容量 (mAh) × 定格電圧 (V) ÷ 1,000

●株式会社
定格容量: 27,000mAh
定格電圧: 3.7V (99.9Wh)

3. ショートしないように個々に保護！

端子に絶縁テープを貼る、ケースや収納袋に入れる、複数のバッテリーや金属品と同じ袋に入れないなど、ショートを防ぐこと。



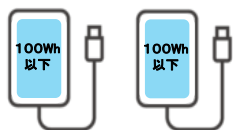
4. 収納棚に収納しないで！

座席上の収納棚に収納せず、座席ポケットなどお手元に保管してください。

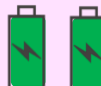
NEW! 令和8年4月24日から

5. モバイルバッテリーは2個まで！

① 100Wh以下のモバイルバッテリー2個持つ場合

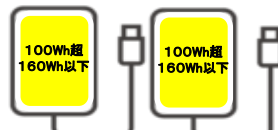


100Wh以下の予備の電池
個数制限なし



100Wh超～160Wh以下の予備の電池 2個まで

② 100Wh超～160Wh以下のモバイルバッテリー2個持つ場合

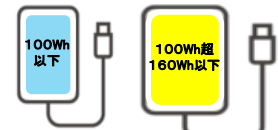


100Wh以下の予備の電池
個数制限なし



100Wh超～160Wh以下の予備の電池 持ち込み不可

③ 100Wh以下と100Wh超～160Wh以下のモバイルバッテリー各1個持つ場合



100Wh以下の予備の電池
個数制限なし



100Wh超～160Wh以下の予備の電池 1個まで

6. 機内で充電しないで！

機内電源などからモバイルバッテリーへの充電は禁止されています。



7. 機内で使用(電子機器への充電)しないで！

モバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしないでください。

電子機器の充電は、機内備え付けの電源からお願いします。



【モバイルバッテリー】

- ・リチウムイオン電池を内蔵するもの
- ・他の電子機器を充電する目的のもの



【予備の電池(リチウムイオン電池)】

- ・デジタルカメラ等の電子機器の予備バッテリー
- ・電子機器から取り外したもの



※ 1-3、5-6に違反した場合、航空法により罰則が科される可能性があります。
 ※ 持ち込みできなかったモバイルバッテリーなどは、宅配便などによる貨物としても航空輸送できない場合があります。
 宅配便などの運送事業者へ確実に申告のうえ、運送事業者の指示に従ってください。
 ※ 航空会社によって、より厳しいルールを設けている場合がありますので、各航空会社の指示に従ってください。

【共同プレスリリース】

2026年4月14日
定期航空協会
会員各社

航空機内におけるモバイルバッテリーの取り扱い変更について


航空機内におけるモバイルバッテリーの取り扱いについては、ICAO(国際民間航空機関)が定めており、今般その改正が行われることに伴い、国土交通省は航空法に基づく告示および通達改正を予定しています。

定期航空協会は、これを受けて航空機内におけるモバイルバッテリーの発煙・発火等への対策を強化し、航空機内の安全の一層の向上を図るため、4月24日(金)より会員航空会社全社にて統一的な取り組みとして対応をすることといたしましたので、下記の通りご協力をお願いいたします。

- 預入(受託)手荷物には入れない(※)
- ワット時定格量160Whまで(※)
- ショートしないように個々に保護する(※)
- 収納棚に収納しない
- 機内への持ち込みはひとり2個まで(新規)(※)
- 機内電源などからモバイルバッテリーへの充電は禁止(新規)(※)
- 機内でモバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしない(新規)

- ・上記の※を付した項目は、航空法により罰則が科される可能性があります。
- ・乗務員が業務上必要な場合は、適用除外となることが認められています。
- ・より厳しいルールを設けている場合がありますので、各航空会社の指示に従ってください。

<モバイルバッテリーの持ち込み制限について>

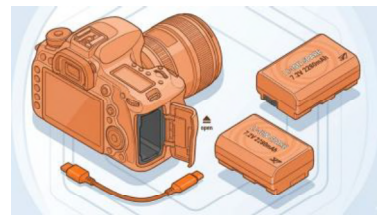
モバイルバッテリー		予備電池
⚠ 160Wh以下は、Wh数にかかわらず、 合計2個まで		✅ 100Wh以下は個数制限なし
100Wh超~160Wh	100Wh以下	100Wh超~160Wh
2個 	❌ 持ち込み禁止	❌ 持ち込み禁止
1個 	1個まで 	1個まで 
なし	2個まで 	2個まで 

2026年4月14日
定期航空協会
会員各社

<モバイルバッテリーとは>
他の電子機器を充電する目的のもの



<予備のリチウムイオン電池とは>
デジタルカメラ等、電子機器からとりはずしたもの



○名 称：定期航空協会(The Scheduled Airlines Association of Japan)

- ・設立日：1991年12月6日（会員社数：19社 ※2026年4月1日時点）
- ・目 的：航空運送事業に関する諸般の調査、研究等を行い、我が国の航空運送事業の健全な発展を促進することを目的とする。
- ・主な事業活動：
 - (1)航空運送事業に関する調査、研究
 - (2)政府、国会、政党等に対する陳情、要望
 - (3)航空利用者等への広報活動
 - (4)法務関係諸問題に関する事項
 - (5)その他本会の目的を達成するために必要な事項



<本リリースに関するお問い合わせ先>
定期航空協会 事務局担当：尾崎、笠井
連絡先TEL：03-(5445)-7136